



平成 31 年 4 月 15 日 益田市農業担い手支援センター発行

益田市ホームページアドレス <http://www.city.masuda.lg.jp/>

もくじ

1. 行事スケジュール
 2. 紹介コーナー
 3. お役立ちなんでも情報
 4. 支援センター事務局からのお知らせ
- ◇◇雑談コラム◇◇

1. 行事スケジュール

月 日	イベント名	会場・時間
4月26日(金)	益田市認定農業者連絡協議会総会	場所：益田市役所 時間：17：30～

2. 紹介コーナー

平成30年度 新たに認定された認定農業者のみなさん

- ・(農)丸山の郷(水稻+飼料用米+大豆)
- ・(農)アグリ向横田(水稻+飼料用米+大豆)
- ・(農)あとむ(水稻+飼料用米+大豆)
- ・北仙道(農)(水稻+飼料用米)
- ・(有)ほたるの郷三谷(水稻+大豆)
- ・(株)田原牧場(肉用牛)
- ・田村清己(露地果樹[西条柿]+水稻)

3. お役立ちなんでも情報～各地イベント・情報提供～

管内におけるスマート農業の取組状況について

農業現場の課題の一つとして、担い手の高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻となっています。

こうした中、業界においても、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等を期待してスマート農業の取り組みが広がっています。今回は、管内で取り組まれる事例について紹介します。

①水田センサー

○水田センサーについて

水田センサーは水田1枚ごとの環境（気温、水温、水位）を把握することができるセンサーです。

情報はスマートフォン、タブレットから見ることができ、いつでも、どこでも水田の環境を把握することができます。

気温や水位情報に基づく栽培管理の徹底を図ることで食味・品質の高位安定化につながることを期待されています。

○益田市での設置状況

平成30年度、益田市管内では数機設置されています。そのうち益田市A法人のほ場においてはデータの収集・分析を行いました。水稻の白未熟粒が発生する気温条件の目安とされる出穂後約20日間（7/25～8/15）について水田センサーの気温と気象庁「アメダス（益田）」で比較してみたところ、平均気温で2.9℃の違いがあることがわかりました。

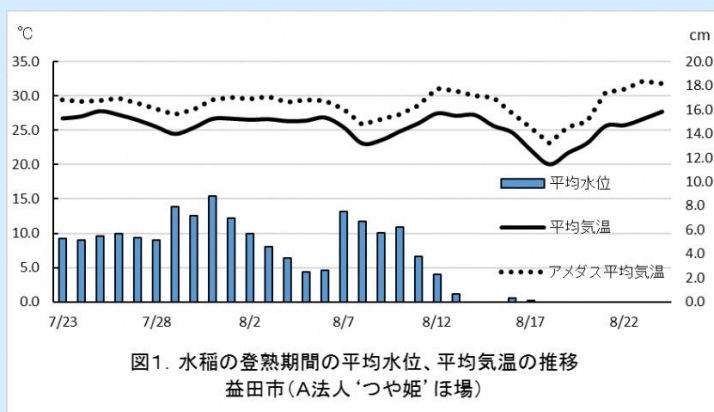


図1. 水稻の登熟期間の平均水位、平均気温の推移
益田市(A法人‘つや姫’ほ場)

水田センサーは全国各地で設置され現在、データの蓄積が行われています。今後はデータの蓄積・分析と併せて栽培管理への実際の活用方法をさらに検討していく必要があり、現在研究が行われています。

②みどりクラウド

2つ目は「みどりクラウド」を利用してハウス内の環境を把握する取り組みを紹介します。「みどりクラウド」というのは温度や湿度、日射量、土壌水分度、炭酸ガス濃度といった作物の栽培に関する複数のデータを測定できる機器です。また定点カメラによる画像の撮影も可能です。これらの環境や画像のデータはスマートフォンやパソコンなどの端末からリアルタイムで確認することができます。さらに、機器の中に蓄積されていくデータは過去にさかのぼって見ることもできます。

こうした技術を活用し、篤農家が経験や勘によって維持してきた高い技術を数字やグラフで見える化し、若手生産者のスキルアップ、新規就農者への指導に活かしたいと考えています。石西地域では、これまでメロン、トマト、ミニトマトのハウスに合計4台を設置してデータ収集を行っているところですが、今後はさらに台数を増やして、より多くの地点のデータを集め、誰でも活用しやすいように分析を行っていく予定です。



①



②



③

写真①みどりクラウド本体

写真②みどりクラウドの定点カメラで撮影したメロン

写真③PC から見られるグラフの例

今後も関連機器の開発は加速すると思われませんが、機械を使いこなすのは人です。

現場で機械を活用し、効果を上げていけるよう生産者部会や関係機関等と連携して取り組みたいと考えています。【農業普及部】

最近よく耳にする「働き方改革」ですが、詳しいことはよく分からないという方も多いのではないのでしょうか。既に従業員を雇っておられる方や今後雇用を考えている方もおられると思われます。

そこで、今年度、益田労働基準監督署より、雇用する際に役立つ情報を連載で提供いただくことになりました。

益田監督署だより その1 ～年次有給休暇の確実な取得について～



平素は、益田労働基準監督署の業務運営に多大なるご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。筆者の私は、今西と申します。

今年度、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 筆者自己紹介

平成30年4月に、こちらに赴任してまいりました。

奈良県生まれの奈良県育ちです。奈良県というと多くの方は、「奈良の大仏」、「鹿」などを思い浮かべると思いますが、私の生まれは奈良県南部の吉野郡です。実家の隣は500メートル先にあるお寺くらいしかない限界集落です。現在の自宅は奈良県明日香村にあります。高松塚古墳が散歩コースになっていました。

話し言葉は「吉野弁」です。「だ、ど」と「ざ、ぞ」の区別なくしゃべります。ですから、「斎藤道三の飼っている堂々としたゾウさんの銅像」が発音できません。

自宅がある明日香村は、「日本人の心のふるさと」と言われています。一度観光にいらしてください。イチゴの「あすかるピー」も絶品です。

2 働き方改革について

働き方改革は、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じることを目的としています。

今回は、この働き方改革関連で、皆様方からのご質問が一番多く、今年4月1日から施行された「年次有給休暇の確実な取得（時季指定による5日の取得義務化）」について説明をさせていただきます。

① そもそも年次有給休暇とは

労働基準法で、入社後、6ヶ月継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対して、一定日数、有給で休む日を付与するものです。1年間に付与される日数は、下記の表のとおり、勤務日数や勤務年数で違い、1年間で最低1日～最高20日となっています。

労働者は、会社（事業主）に対して、付与された日数の範囲で、事前に休む日を時季指定して、年次有給休暇を取得します。

② 5日の時季指定について

1年間で年次有給休暇を10日以上付与される人について、5日以上確実に取得するように時季指定して与えることを、事業主に義務付けるものです。

ただし、もともと、ほうっておいても、労働者が、自ら5日以上有給休暇を取得する場合は、措置する必要がありません。労働者が、自ら5日以上取得しない場合に、5日に足りない分を事業主が時季指定して与えると言うものです。

下に例を示します。

例 1年間で10日付与される場合

年休10日付与 ○○○○○○○○○○

ここから

事業主指定義務なし ●●●●●○○○○○ 既に5日取得している。

指定義務2日 ●●●◎◎○○○○○ 既に3日だけ取得している。

指定義務1日 ●●●●◎○○○○○ 既に4日だけ取得している。

●：労働者が自分で取得、◎：事業主が時季指定で取得

○：未取得

上の例のように、5日に満たない場合のみ、事業主の時季指定が必要となります。(◎の部分)

時季指定をする場合は、5日に足りない人のみ、個別に(労使調整の上で)日を特定して下さい。やり方自体はそんなにややこしいものではありません。

今後人手不足が進むと言われています。そんな時に、企業のアピールポイントは賃金額だけではないと思います。今の若い人は、賃金の高低よりもその他の労働条件に注目する人が多いようです。年次有給休暇の取得しやすさも、その一つとなります。

法改正の今、労働条件を考える機会としていただけましたら、幸いです。

所定労働時間	所定労働日数		勤続年数						
	週	年	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月
30時間以上	—		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	4日	169日~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

4. 支援センター事務局からのお知らせ

認定農業者の再認定（更新）の認定申請について

認定農業者には、5年間の認定有効期限があり、更新を希望される方は、申請書（農業改善計画申請書）を提出していただき、再認定のための審査を受けていただきます。

今年度は、平成26年度に認定を受けた方が対象となり、みなし認定を含む全認定農業者125経営体中13経営体の方が該当します。再認定を希望される方には申請書（農業改善計画申請書）の作成のために、有効期限の1ヶ月前を目途に聞き取りをさせていただきます。ご多用とは存じますが、ご協力をお願いします。

※ 申請書の作成のため、該当者の方には、現状の農業所得や労働時間、各作物の作付面積に加え、5年後の作付目標、計画等を伺います。ご準備をお願いします。

認定農業者経営改善計画聞き取り調査のお願い

認定農業者の方には、5年間の認定有効期限の中間年（3年目）に於いて、状況調査を実施しています。今年度は、平成28年度に認定を受けた19名の方が該当します。

お忙しい時期ですが、30分程度お時間を頂戴し近況を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

担い手支援センター（認定農業者担当）メンバーの異動

今春の人事異動により、新たな体制でスタートしております。よろしくお願い致します。

[市農林水産課]（支援センター室長） 中島 勝紀★・ 中島 瞳 （★印：新任）

[JA 西いわみ地区本部営農企画課] 三浦香代子 ・ 田中 秀昌

[県農業普及部益田北地域振興課]（課長）大野 泰司 ・ 鶴永 建治

都間 三鶴・ 草竹 理子★

山本 樹

[県農業普及部益田南地域振興課]（課長）岡 敏明 ・ 小川みゆき★

柿本 光宏

◇◇雑談コラム◇◇

私の好きな歌に「風は西から」という歌があります。某自動車メーカーのCMソングと言えばピンとくる人もおられるかもしれません。島根県の人口は大きく東に偏り、石見部は県全体の3割という状況です。その中でも島根県の一番西に位置する益田市。萩・石見空港ができるまでは、交通の便が悪いことから「陸の孤島」と呼ぶ人もいたとかいらないとか。それでも、悪い面ばかりではありません。益田市の農業は施設園芸を中心に東部に負けない産地としてがんばっておられます。若い後継者、新規就農者の方も多いです。冬の天候も島根県の中では穏やかです。この歌の歌詞のように西から風を起こして、皆さんといっしょに農業で地域を元気にできればと思っています。（K・T）